

別記様式第1号(第四関係)

# 厚岸地区活性化計画

ほっかいどうあつけしちょう  
北海道厚岸町

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	厚岸地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	厚岸町
地区名(※1)	太田・大別・片無去・尾幌・上尾幌・糸魚沢・若松
計画期間(※2)	平成24年度～平成28年度

<p><b>目 標</b> : (※3)</p> <p>酪農地域の活性化や定住人口の確保を図るため、地域コミュニティ活動の拠点施設として高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進施設を整備することにより、文化伝承活動や高齢者の生きがい活動、女性・若者の各種活動促進に活用するほか、地域住民の健康づくりや基幹産業である酪農の魅力情報を発信し、持続的発展へ向けて定住人口の確保と地域の活性化を目指す。また、災害時の防災拠点施設(本部)としての機能を併せた整備を行い、地域の防災力を高める。具体的な数値目標として、地域からの転入出の割合を計画期間前から8.3ポイントの増加を目指す。</p>
<p><b>目標設定の考え方</b></p> <p><b>地区の概要:</b></p> <p>厚岸町は、北海道の南東部に位置し、東部は浜中町、北部は別海町・標茶町、西部は釧路町と接し、南は厚岸湾が深く進入して厚岸湖を抱き太平洋に面しており、東西35.5km、南北45.1km、総面積739.07km<sup>2</sup>の広さとなっています。厚岸湖および厚岸湾の海岸線には漁村が点在しています。また、北部の波状丘陵地帯には広大な酪農地帯が形成されており、酪農と水産を基幹産業とする町です。また、ラムサール登録湿地「厚岸湖・別寒辺牛湿原」や「厚岸道立自然公園」などを有しており、豊かな海と原始的な湿原を抱える本町では、酪農と漁業の二つの基幹産業の一つの自然産業としてとらえ、持続的発展を目指す地域の生き方として自然環境を重視したまちづくりに取り組んでいます。本町の人口は昭和35年国勢調査の20,185人をピークとして漸減し、平成22年には10,630人と、この50年間で9,555人(47.39%)と減少の一途をたどってきています。近年では、長引く地域経済の景気の低迷などから、若年労働者の受け入れが少なく、若い世代を中心に人口の町外流出を余儀なくされています。人口の減少傾向は、近年やや鈍化してきているものの、高齢者人口は増加の一途をたどっており、65歳以上の人口と総人口に占める割合は、高齢化が急速に進行している状況にあります。また、本町は国の巨大地震対策における日本海溝・千島海溝周辺海区域型地震の強振動地区に含まれており、これまでも平成5年の釧路沖地震(M7.9)や平成8年の北海道東方沖地震(M8.1)、さらには東日本大地震の津波に見舞われて被害が発生しています。</p> <p><b>現状と課題</b></p> <p>本町の酪農業については、恵まれた自然環境を背景に信頼性の高い食料生産を行ってきました。ますます高まる消費者の食に対する関心に応えるため、地域特性を生かしながら、衛生管理や高度化や高品質化、流通体制の整備を進めるとともに、将来の産業を支える後継者や担い手の育成・確保が重要であります。しかしながら、農林業従事者の高齢化が進み、後継者不足や若年層の流出、さらに農家戸数は減少してきており、人口流失による地域活力の低下が懸念される中、今後、いかに地域の活性化を図っていくかが課題となっています。また、平成24年6月、東日本大震災を受け北海道での新たな津波浸水予測が発表されました。沿岸部の5地点で最大28.8mから11.2mと今までの予測を大幅に超える水位であり、災害時の一時避難や防災拠点施設(本部機能)が新たな課題となっています。</p> <p><b>今後の展開方向等(※4)</b></p> <p>豊かな自然環境を活かした基幹産業である酪農の魅力を広く情報発信するとともに、担い手の確保、高齢者の生きがい発揮、及び女性・若者の能力を十分発揮した地域住民活動の展開を図るため、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設「厚岸地区活性化施設」を整備します。ここを拠点に、地域の文化伝承活動や高齢者の生きがい活動、女性・若者の各種活動促進や地域住民の健康づくり活動のほか、地域資源を活用した特産品の商品開発・研究や短期研修等による担い手確保対策を展開し地域の持続的な発展に向けて、定住人口の確保と地域の活性化を目指します。</p> <p>なお、この施設は、災害時の一時避難や防災拠点施設(本部)としての機能を併せた整備を行い、地域の防災力を高めることを目指します。</p>

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
厚岸町	厚岸地区	地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設)	厚岸町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

厚岸地区(北海道厚岸町)	区域面積(※2)	73,907ha																
<b>区域設定の考え方(※3)</b>																		
<p>①法第3条第1号関係： 農林地が当該地域内の土地の相当部分を占めており、就業者総数のうち、農林漁業従事者数は約3割を占めており、農林漁業が重要な事業となっている地域である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">2010農業センサス</th> <th colspan="2">H22国勢調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域面積</td> <td>73,907ha</td> <td>就業者総数</td> <td>6,297人</td> </tr> <tr> <td>農林地</td> <td>51,534ha</td> <td>農林漁業従事者数</td> <td>1,826人</td> </tr> <tr> <td>割合%</td> <td>70</td> <td>割合%</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>			2010農業センサス		H22国勢調査		区域面積	73,907ha	就業者総数	6,297人	農林地	51,534ha	農林漁業従事者数	1,826人	割合%	70	割合%	29
2010農業センサス		H22国勢調査																
区域面積	73,907ha	就業者総数	6,297人															
農林地	51,534ha	農林漁業従事者数	1,826人															
割合%	70	割合%	29															
<p>②法第3条第2号関係： 人口の減少や農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力の低下が懸念される中、地域の活性化のためには、定住化促進に向けた担い手の育成・確保や地域の交流促進が必要不可欠な地域である。近年では、長引く地域経済の景気の低迷などから、若年労働者の受け入れが少なく、町外流出を余儀なくされており、地域の資源を活かした都市と農村の交流施策や定住化促進施策を進めていく必要がある。また、本計画は第5期厚岸町総合計画等における地域づくりの方針と整合性が図られてい</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>国勢調査</th> <th>人口総数</th> <th>65歳以上</th> <th>割合%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12</td> <td>12,307</td> <td>2,552</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>10,630</td> <td>3,041</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-1,677</td> <td>489</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>			国勢調査	人口総数	65歳以上	割合%	H12	12,307	2,552	21	H22	10,630	3,041	29	増減	-1,677	489	8
国勢調査	人口総数	65歳以上	割合%															
H12	12,307	2,552	21															
H22	10,630	3,041	29															
増減	-1,677	489	8															
<p>③法第3条第3号関係： 本地域の人口は、平成22年国勢調査で10,630人、区域面積が739.07km<sup>2</sup>で人口密度14.4人/km<sup>2</sup>である。人口、人口密度、農林地の状況などから、既に市街地を形成している区域は含んでいない。(都市計画上の市街化区域や用途区域といった位置付けもされていない。また、DID(人口集中地区)は平成7年から厚岸町は非該当)</p>																		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。



#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	氏名	住所		農地(※2)	市民農園施設
					氏名	住所		氏名	住所					市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

平成29年度に事業実施主体である厚岸町が住民基本台帳により定住人口の確保の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について第三者等の意見を聞いた上で、その結果を公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。